

看護師の定義・業務と就業者数の推移

看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日 法律第203号）第5条

厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

看護師の就業者数の推移

